

## <連携指針の位置づけと役割>

「地域リハビリテーション連携指針」は、地域リハビリテーションの理念の実現を目指し、対象者の生活に即した支援の体制をどのようにつくっていくのかという視点で、保健・医療・福祉等の関係機関がそれぞれの役割を明確にし、また、連携していくための方策について示すものです。

併せて、市町村や民間事業者、県民 1 人 1 人が、地域リハビリテーションについて取り組む際の行動指針としての役割も持っています。

### I 地域リハビリテーションの基本的考え方

#### 1 リハビリテーションとは

WHO では、リハビリテーションとは、「機能障害あるいは活動制限と参加制約を起こす諸条件の影響を減少させ、障害者の社会的統合を実現することを目指すあらゆる処置を含むものである。リハビリテーションは、障害者を訓練してその環境に適應させるだけでなく、障害者の直接環境及び社会全体に介入して彼らの社会統合を容易にすることを目的とする。障害者自身、その家族、そして彼らの住む地域社会は、リハビリテーションに関係するサービス計画と実施に関与しなければならない。」と定義しています。

このことから、リハビリテーションとは、「失われた心身機能の回復を図るだけでなく、心身に障害を持つ人々の全人間的復権を理念として、むしろ内的能力を引き出して、家庭や社会への参加を可能にすることにより、その後の人生を生きがいのあるものとする活動」と言えます。

#### 2 地域リハビリテーションとは

日本リハビリテーション病院・施設協会では、「地域リハビリテーションとは、障害のある人々や高齢者およびその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療、保健、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言う。」と定義し、その活動指針を次のように示しています。

- これらの目的を達成するためには、障害の発生を予防することが大切であるとともに、あらゆるライフステージに対応して継続的に提供できる支援システムを地域に作っていくことが求められる。
- ことに医療においては廃用症候群の予防および機能改善のため、疾病や障害が発生した当初よりリハビリテーションサービスが提供されることが重要であり、そのサービスは急性期から回復期、維持期へと遅滞なく効率的に継続される必要がある。
- また、機能や活動能力の改善が困難な人々に対しても、できうる限り社会参加を可能にし、生あるかぎり人間らしく過ごせるよう専門的サービスのみでなく地域住民も含めた総合的な支援がなされなければならない。
- さらに、一般の人々が障害を負うことや年をとることを自分自身の問題としてとらえるよう啓発されることが必要である。

### 3 地域リハビリテーションにおけるこれまでの県の取組

#### (1) 支援体制の整備

本県では、平成18年度から地域リハビリテーションの取り組みを開始し、和歌山県リハビリテーション支援センターを始め、地域リハビリテーション広域支援センターを指定し、これらを中心とした地域リハビリテーションネットワークを整備してきました。

#### 和歌山県リハビリテーション支援センター

老人福祉圏	施設名
全域	和歌山県立医科大学附属病院

#### 地域リハビリテーション広域支援センター

老人福祉圏	施設名
和歌山・海南・海草	社会福祉法人 琴の浦リハビリテーションセンター附属病院
橋本・伊都	医療法人南労会 紀和病院
有田	社会福祉法人恩賜財団 済生会有田病院
御坊・日高	社会医療法人黎明会 北出病院
田辺・西牟婁	公益財団法人白浜医療福祉財団 白浜はまゆう病院

(平成25年11月1日現在)

なお、平成25年11月1日現在で未設置となっている紀の川・岩出圏域及び新宮・東牟婁圏域についても「第六次 和歌山県保健医療計画（平成25年3月）」にも記載しているとおり、地域リハビリテーションの目標として地域の実情に応じ、順次指定することとしています。

#### (2) 地域リハビリテーションの普及啓発

県はホームページにより、各地域リハビリテーション広域支援センターはそれに加え地域住民を対象としたリハビリ教室の実施やシンポジウムの開催などにより普及啓発を行ってきました。